

平成 29 年第 6 回玉城町議会定例会会議録（第 4 号）

- 1 招集年月日 平成 29 年 12 月 12 日（火）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成 29 年 12 月 19 日（火）（午前 9 時 00 分）
- 4 出席議員 （12 名）

1 番 前川さおり	2 番 井上 容子	4 番 竹内 正毅
5 番 中西 友子	6 番 北 守	7 番 坪井 信義
8 番 北川 雅紀	9 番 中瀬 信之	10 番 奥川 直人
11 番 山口 和宏	12 番 風口 尚	13 番 小林 豊
- 5 欠席議員 1 番 中村 長男
- 6 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副 町 長 小林 一雄	教 育 長 田間 宏紀
会計管理者 藤川 健	危機管理監・総合戦略課長 林 裕紀	総務課長 中村 元紀
税務住民課長 北岡 明	生活福祉課長 西野 公啓	産業振興課長 中世古憲司
建設課長 東 博明	教育事務局長 中西 元	上下水道課長 中西 豊
病院老健事務局長 田村 優	監 査 委 員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名
議会事務局長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 上村 文彦
- 8 議事日程
 - 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 議案第 6 2 号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について
 - 第 3 議案第 6 3 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について
 - 第 4 議案第 6 4 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について
 - 第 5 議案第 6 5 号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正について
 - 第 6 議案第 6 6 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）
 - 第 7 議案第 6 7 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - 第 8 議案第 6 8 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
 - 第 9 議案第 6 9 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 - 第 10 議案第 7 0 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）

第11 議案第71号 平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算（第1号）

追加日程

第 1 辞職第 3号 中瀬信之君の議員辞職の件

第 2 発議第10号 閉会中の継続審査の申し出について

開 会 （午前9時00分）

開議の宣告

○議長（山口 和宏） ただいまの、出席議員数は、12名で定足数に達しております。

よって、平成29年第6回 玉城町議会定例会第4日目の会議を開きます。

本日の、議事日程は お手許に配布のとおりです。

ただ今の出席議員数は、12名で定足数に達しております。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において

10番 奥川 直人 君 12番 風口 尚 君

の2名を指名します。

◎日程第2 議案の討論・採決

○議長（山口 和宏） 議案第62号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について、ないし日程第5 議案第65号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正についてを一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、総務産業常任委員会及び教育民生常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

はじめに、総務産業常任委員会委員長の報告を求めます。

総務産業常任委員会 委員長 竹内 正毅君

○総務産業常任委員会委員長（竹内 正毅） 議長から 総務産業常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る12月14日の本会議において、本委員会に付託されました、議案第62号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について、以下3件の審査を、12月15日、午前9時00分から第1委員会室において、町長、副町長及

び教育長、並びに関係職員の出席のもと、6名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案について、審査結果の報告をします。

まず、議案第62号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について、委員から、「条例改正は、その都度、改正するのが本来だと思うが、このように、まとめて、すべての条例の改正が生じた理由をお聞きしたい。また、その作業にかけた、時間と経費についても聞きたい。」との質問に、

担当課から、「平成5年に玉城町の例規のすべての改正をしています。そのあと、いくつもの条例改正がされました。たとえば、『および』について、漢字、ひらがなの統一、『ひとつ』について、漢数字、英数字の統一など、今回、主に、字句の統一を図るものでございます。

時間、経費については、昨年度と今年度の2カ年を要しています。委託費は250万円でございます。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第63号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、委員から、「人事院勧告に伴う、条例改正であるが、町長は就任以来、自ら、報酬の5%削減をしておられるにもかかわらず、今回の改正は、わずか0.05月の改正である。改正する必要性はあるのか。」との質問に

町長から、「人事院勧告制度とは、官民格差をうめるためのものであり、県、近隣市町との均衡の原則として実施していくことが大事だと考える」との答弁でした。質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手多数」で、可決されました。

次に議案第64号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

以上、3件、総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、総務産業常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長への報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、総務産業常任委員会委員長の報告に対する質疑を終了します。

次に、教育民生常任委員会委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会 委員長 中西友子君

○教育民生常任委員長（中西 友子）議長から 教育民生常任委員会審査の報告を求められましたので、ただ今、議題となっております議案の審査結果をご報告します。

去る 12 月 14 日の本会議において本委員会に付託されました、議案第 65 号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正について、1 件の議案の審査を 12 月 15 日、午前 9 時 28 分から、第 1 委員会室において、町長、副町長および教育長また関係職員の出席のもと、6 名の委員により審査を行いました。

その審査内容の詳細は、会議録をご高覧いただくこととし、審査結果の報告をします。

議案第 65 号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正について、委員から、「公民館運営審議会というものは、具体的にどういうことを審議され、どれくらいの頻度で開催されるのか。また、社会奉仕活動に貢献されている方なども審議委員会に任命いただけるのか」との問いに

教育委員会から、「審議会委員は、現在 11 名で、社会教育委員と兼務していただいております。主な役割は、社会教育に関して、教育委員会に助言する役割りで、具体的には公民館活動の運営、また事業計画等の審議をしていただいております。

なお、委員会は、定期的に 1 年に 1 回の実施を基本とし、随時、適時に対応するという事で、実施しております。

また、そのうち、学識経験者は 6 名で、元教員はじめ元保育所長、元県職員の方々で構成されております。

各種ボランティア関係者の方々など、参画をいただいておりますので、良い方が見えたら教育委員会としても、任命をお願いしたいと考えております。」との答弁でした。

また、委員から、「社会教育委員が、審議会委員を兼ねているが、今後、別枠で採用される予定はあるのか。」との問いに

教育委員会から、「教育行政全体のなかで、それをつかさどる事務、そして、社会教育全体を公民館活動に特化するのではなく、全体を把握していただきながら、併せてご協議をいただくということが、一番スムーズに運営できることから、別枠ではなく、社会教育委員と公民館運営協議会の審議委員を兼ねていただいております。」との答弁でした。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

以上、1 件 教育民生常任委員会に付託されました議案の審査結果報告とします。

○議長（山口 和宏）以上で、教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。

発言を許します。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで、教育民生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終了します。
これから、議案ごとに討論・採決を行います。

○議長（山口 和宏）まず、議案第 62 号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について、討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 62 号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定について、を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 62 号 玉城町の条例の用字、用語、形式等の整備に関する特別措置条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 63 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 63 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

「挙手多数」です。

したがって、議案第 63 号 町長、副町長及び教育長の給料並びに旅費等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 64 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 64 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 64 号 玉城町職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから 議案第 65 号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 65 号 玉城町公民館設置及び管理に関する条例の全部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第 6 議案第 66 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算(第 4 号) ないし、日程第 11 議案第 71 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計補正予算(第 1 号) を一括議題にします。

ただいま、一括議題となりました各議案につきましては、予算決算常任委員会に付託され、審査が終了し、委員会審査報告書が提出されております。

これから、予算決算常任委員会委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会 委員長 風口 尚 君

○予算決算常任会委員長(風口 尚)議長から、予算決算常任委員会審査の報告を求め

られましたので、ただ今、議題となっております各議案の審査結果をご報告いたします。

去る12月14日の本会議において本委員会に付託されました議案第66号平成29年度玉城町一般会計補正予算(第4号)ないし、議案第71号平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)6件についての委員会審査を12月15日、午前9時50分から、第1委員会室において、町長、副町長並びに教育長、また、関係職員の出席と議長同席のもと、11名の委員により審査を行いました。

その審査内容は、会議録をご高覧いただくこととし、各議案につきまして審査結果の報告をいたします。

まず、議案第66号平成29年度玉城町一般会計補正予算(第4号)につきましては、原案についての質疑終了後、中瀬信之委員、他1名の委員から、教育費・社会教育費・指定文化財修復工事請負費についての、修正案が提出され、その修正案について、質疑行いました。

修正案に対する反対討論があり、採決の結果、修正案は「挙手少数」で否決となり、次に、原案については「挙手多数」で、可決されました。

次に、議案第67号平成29年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第68号平成29年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第69号平成29年度玉城町介護保険特別会計補正予算(第3号)につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第70号平成29年度玉城町病院事業会計補正予算(第1号)につきましては、質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

次に、議案第71号平成29年度玉城町下水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、質疑、討論はなく、採決の結果、「挙手全員」で、可決されました。

以上、予算決算常任委員会に付託されました議案の審査結果報告といたします。

○議長(山口 和宏) これで、予算決算常任委員会委員長の報告は、終わりました。お諮りいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑は、省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑を省略します。

これから、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第 66 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 66 号 平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 66 号、平成 29 年度玉城町一般会計補正予算（第 4 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 67 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 67 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

「挙手全員」です。

したがって、議案第 67 号 平成 29 年度玉城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 68 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 68 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 68 号 平成 29 年度玉城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 69 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 69 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 69 号 平成 29 年度玉城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 70 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 70 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

挙手全員です。

したがって、議案第 70 号 平成 29 年度玉城町病院事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 71 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

「討論なし」と認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第 71 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

「挙手全員」です。

したがって、議案第 71 号 平成 29 年度玉城町下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（午前 9 時 28 分 休憩）

（追加日程を配付する。）

（午前 9 時 30 分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開します。

これより、追加議案の審議を行います。

中瀬信之君から、議員の辞職願が提出されています。

「中瀬信之君の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、「中瀬信之君の議員辞職の件」を日程に追加し、追加日程第 1 として、

議題とすることに決定しました。

追加日程第1 「中瀬信之君の議員辞職の件」を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、中瀬信之君の退場を求めます。

(中瀬信之君 退場)

事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長 田畑良和君

○事務局長(田畑 良和) 中瀬信之議員から、提出されました議員辞職願いを朗読します。平成29年12月19日、玉城町議会議長 山口和宏様、玉城町議会議員 中瀬信之、「辞職願」この度、一身上の都合により議員を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上です

○議長(山口 和宏) お諮りします。

「中瀬信之君の議員辞職」を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

「異議なし」と認めます。

したがって、「中瀬信之君の議員辞職」を許可することに決定しました。

中瀬信之君の復席を求めます。

暫時休憩します。

(中瀬信之君 復席)

○議長(山口 和宏) 再開します。

挨拶の申し出がありますので、これを許します。

9番 中瀬信之君

○9番(中瀬 信之) ただ今、議長より許可をいただきましたので、一言辞職につき、ご挨拶をさせていただきます。

任期の途中ではありますが、本日をもって議員辞職をすることとなりました。

町民のみな様には、大変お世話になりありがとうございました。改めて、御礼を申し上げます。

議員のみな様におきましても、長い間、いろいろとお世話になりありがとうございました。記憶に残ることは、全員の賛成のもとに行った議会報告会が開催できたということが、非常に印象に残っております。ありがとうございました。

また、辻村町長始め、役場のみなさんには、10年間という長い期間、さまざまなことを色々してきましたが、本当にありがとうございました。改めて御礼を申し上げます。

以上をもって辞職の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山口 和宏） 挨拶を終わります。

次に、追加日程第2 発議第10号 閉会中の継続審査の申し出についてを議題にします。

議会運営委員会委員長から、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に付議されました案件の審査は全部終わりました。

したがって、平成29年 第6回 玉城町議会定例会を閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

「異議なし」と認めます。

したがって、今期定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで、平成29年 第6回 玉城町議会定例会を閉会します。

閉会にあたり、町長挨拶をお願いします。

○町長（辻村 修一） 閉会のあたり、お礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会に提案のすべての議案について、原案承認をいただきましことを厚くお礼申し上げます。

特に台風21号関連の復旧予算につきまして、提案を申し上げ、ご意見を賜りました。早期に着工し、復旧を行なっていなければならんと考えとる次第でございます。

また、今期定例会を持って、中瀬、北川、後両名の議員さんが辞職をされるということでございました。長い間、玉城町の発展のためにご尽力を賜りましたことを厚くお礼申し上げる次第です。

以上で、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 12月定例会、これで、本日で閉会することになりました。

議員各位におかれましても、12月この議会、無事終らせていただくことに対しましては、議員各位におかれまして、みなさんの協力のもと終らせていただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

先ほど、町長のほうからも話にありましたけれど、我々の仲間の中で2の方が個人個人の思いを持ちながら、辞職をされます。その方々2人にとりましては、また、新たな気持ちを持って、がんばっていただきますようによろしくお願ひしたいと思ひます。

私も議長を預かって3ヶ月の間、色々のことを経験させていただきました。それにつきましても、議員各位におかれまして、協力をいただきまして無事努めさせていただきました。

また、今年も残すところ10日余りになりますが、議員各位におかれましても新年に向けて、体にご自愛いただきまして、新年をお向かえいただきますよう、よろしく願いいたしまして、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(9時38分 閉会)